知っていますか「子どもの権利条約」～人権それは愛～

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）という言葉を聞いたことがあるでしょうか。世界中の全ての子どもたちが持つ権利について定めた条約で、国際連合が1990年に発効し、日本は1994年に批准しました。

子どもの権利条約では、主につぎの４つの権利が定められています。

【生きる権利】 病気や怪我をしたら治療を受けられること。

【育つ権利】 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること。

【守られる権利】 あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。

【参加する権利】 自由に意見を表したり、グループを作ったり、自由な活動を行ったりできること。

このように、子どもにはひとりの人間として正当に扱われる権利があります。

その一方で、子どもに対する虐待がニュースなどで報じられています。子どもが健やかに成長していくためにも、私たち大人が子どもの権利を認め、大人がサポートできるような環境づくりを心がけていくことが必要ではないでしょうか。

国では、世界人権宣言が国際連合総会で採択された1948年12月10日を記念して、毎年12月4日から10日までを人権週間と定めています。

また、埼玉県では、12月4日から10日まで「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」としています。

問合せ 社会教育課☎(43)1111内線642

12月3日～9日は障害者週間です

障害者週間とは、平成16年6月に障害者基本法で定められた週間で、障がい者への理解や関心を深める目的で制定されました。

期間中は、行政機関や関係機関で、意識啓発に関する取組みを行っています。

障害者差別解消法をご存知ですか？

正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言います。障がいのある人とそうでない人が、人格や個性を尊重し共生できる社会を実現するために、平成28年4月から施行されました。国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業所が、障がいのある人に対し、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

障がいを理由とした不当な差別にあたる行為の例

- 入店を断る。
- 病院の受診や学校の入学を拒否する。
- 必要がないのに付添人の同行を求める。
- 本人の意向を考慮せず必要ない物を買わせる。

合理的配慮とは？

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業所に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業所に対しては対応に努めること）を求めています。

合理的配慮の例

- 飲食店を利用する際、車椅子で着席したい
  例：椅子を片付け、車椅子で座れる空間を作る。
- 障がいにより、言葉でのやり取りが難しい
  例：筆談や手話などで対応する。
- 配付物の文字が小さくて読めない
  例：配付物の文字を拡大して、相手に読みやすくする。
- 窓口で手続きをする際、周囲の目が気になる
  例：周囲に人がいない場所や個室での手続きを行う。

【相談窓口】

障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供について、ご相談がありましたら、社会福祉課障がい福祉担当までご連絡ください。ご相談は窓口に限らず、電話、FAX、電子メールでも可能です。

☎(42)8435・FAX(43)5600・✉syakai@city.satte.lg.jp

明るい選挙啓発ポスター

明るく正しい選挙の大切さを伝える「明るい選挙啓発ポスター」の幸手市入選作品を紹介します（敬称略）。

森蔭絵玲菜（さくら小学校４年）

佐久間泉妃（長倉小学校５年）

宮田千聖（幸手小学校６年）

嶋凛夏（上高野小学校６年）

田沼雄士（さくら小学校６年）

小谷暁（東中学校１年）

荒川舞絢（東中学校１年）

鈴木歩乃花（東中学校２年）

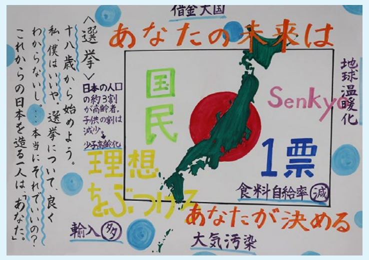

佐々木諒（東中学校１年）

関口芽衣（幸手桜高校１年）

山本菜月（幸手桜高校２年）

杉山礼奈（東中学校３年）

入山雫宮（幸手桜高校１年）

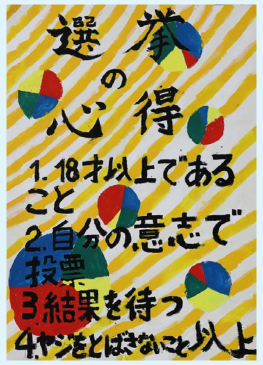

中山帆乃美（幸手桜高校１年）

武井美頼（幸手桜高校２年）

▼明るい選挙啓発ポスターの展示

12月18日(水)～12月25日(水)に全応募作品を市役所本庁舎1階ロビーに展示します。

問合せ 選挙管理委員会☎(43)1111内線513・FAX(44)0485